

非課税となる償却資産について

地方税法第348条などに規定する一定の要件を備える償却資産については、非課税扱いとなり、固定資産税が課税されません。

適用する非課税の規定に応じて事業主体や事業内容が限定されているので、所有する全ての資産が非課税となるわけではありません。

非課税に該当する場合であっても償却資産の申告が必要です。非課税該当資産をお持ちの方は、償却資産申告書および種類別明細書の摘要欄に「非課税届出」と記載し、「非課税適用届出書」を添付して申告してください。

★非課税の対象となる償却資産の例（抜粋）

根拠規定			関係法令	対象資産
条	項・号	施行令		
地方税法第348条	第2項第9号		私立学校法第3条及び64条第4項 学校教育法第1条及び第124条 博物館法第2条第1項	直接保育又は教育の用に供する固定資産。 図書館及び博物館法第2条第1項に規定する博物館において直接その用に供する固定資産。
	第2項第10号	第49条の11	生活保護法第38条第1項	保護施設の用に供する固定資産で政令で定めるもの
	第2項第10号の2	第49条の11の2	児童福祉法第6条の3第10項	小規模保育事業の用に供する固定資産
	第2項第10号の3	第49条の12	児童福祉法第7条第1項	児童福祉施設の用に供する固定資産で政令で定めるもの
	第2項第10号の4	第49条の12の2	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項	認定こども園の用に供する固定資産
	第2項第10号の5	第49条の13	老人福祉法第5条の3	老人福祉施設の用に供する固定資産のうち政令で定めるもの
	第2項第10号の6		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十一項	障害者支援施設の用に供する固定資産
	第2項第10号の7	第49条の15	社会福祉法第2条第1項	社会福祉事業の用に供する固定資産で政令で定めるもの

様式第 117 号(第 39 条関係)

学校法人等に係る固定資産税非課税規定の適用申告書						
						年 月 日
鹿 嶋 市 長			様			
住 所						
学校法人又は公益法人						
の名称及び代表者氏名			⑩			
<p>下記のとおり固定資産税の非課税規定の適用をされたく鹿嶋市税条例第 56 条の規定により申告します。</p>						
土 地	所 在 及 び 地 番					
	地 目		地 積	m ²	用 途	
	当該法人の設立年月日			当該法人の用に供 するため区域を変 更した年月日	年 月 日	
家 屋	所 在					
	家屋番号	種 類	構 造	床面積	用 途	直接その用に供し始めた時期
				m ²		保育若しくは 教 育 の 用 年 月 日
				m ²		寄 宿 舎 の 用 年 月 日
				m ²		図 書 館 の 用 年 月 日
				m ²		博 物 館 の 用 年 月 日
				m ²		学 術 研 究 の 用 年 月 日
償 却 資 産	所 在					
	種 類	数 量	用 途	直接その用に供し始めた時期		
				保育若しくは 教 育 の 用 年 月 日		
				寄 宿 舎 の 用 年 月 日		
				図 書 館 の 用 年 月 日		
				博 物 館 の 用 年 月 日		
			学 術 研 究 の 用 年 月 日			

様式第 118 号(第 39 条関係)

社会福祉事業施設国民健康保険組合等における固定資産税非課税規定の適用申告書					
鹿嶋市長					年 月 日
様					
住 所					
施設等(団体)名称					⑩
代 表 者 氏 名					
<p>下記のとおり固定資産税の非課税規定の適用をされたく、市税条例第 57 条の規定により申告します。</p>					
土地	所 在 及 び 地 番				
	地 目		地 積	用 途	
	社会福祉事業等の開始若しくは設立年月日		※ 年 月 日	社会福祉事業等の用に供する土地の区域変更年月日	※ 年 月 日
家 屋	所 在				
	家屋番号	種 類	構 造	床 面 積	用 途
				m ²	
社会福祉事業等 直接病院等又は家畜診療所 の用に供し始めた時期				年 月 日	
償 却 資 産	所 在				
	種 類	数 量	用 途		
	社会福祉事業等 直接病院等又は家畜診療所 の用に供し始めた時期				年 月 日

税条例第 57 条又は第 58 条のいずれか不用の文字を消すこと。

国民健康保険組合等にあつては、※欄についての記載を要しないものであること。